

NPOスマイルサポート 団体規約

(名 称)

第1条 この会は、NPOスマイルサポート（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、山形県山形市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、情報通信技術に関する支援活動（事業）を行うことにより、情報格差のない安心安全なデジタル社会を実現することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために情報通信技術に関する支援活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 情報通信技術活用に関する指導事業
- (2) 情報通信技術活用に関する普及広報事業
- (3) 情報通信技術を活用した交流事業
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し運営を担うために入会した者とする。
- (2) ボランティア会員は、この会の事業においてボランティア活動をするために入会した者とする。

(入 会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、入会申込書により、代表に申し込むものとする。

(会 費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金 500円 ／ 年会費 1,000円
- (2) ボランティア会員 無料

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。
- 2 退会届を提出した時点で受領済みの入会金および年会費は返金しないものとする。
 - 3 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。
 - (1) 本人が死亡したとき。
 - (2) 年会費を2年以上納入しないとき。
 - (3) 公序良俗に反する行いや、本会の信用を損ねる行いがあったと認められたとき。
 - (4) 活動時にハラスメントなど個人の尊厳を損ねる行いが認められたとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。